

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 28 日

羽曳野市規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 1 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)及び条例の例による。

(条例別表第 1 に定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の規則で定める事務は、別表第 1 に定めるところによる。

(条例別表第 2 に定める事務及び特定個人情報)

第 4 条 条例別表第 2 の規則で定める事務及び特定個人情報は、別表第 2 の定めるところによる。

(条例別表第 3 に定める事務及び特定個人情報)

第 5 条 条例別表第 3 の規則で定める事務及び特定個人情報は、別表第 3 の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平 28.10.31 規則 62)

この規則は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布

の日から施行する。

附 則(平 28.12.16 規則 68)

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平 29.10.13 規則 47)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平 30.3.19 規則 3)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 福祉医療費助成制度再構築等に伴う関係規則の整備に関する規則(平成 29 年羽曳野市規則第 50 号)附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により行われる助成に関する事務及び当該事務の実施に伴う受給資格の審査に関する事務における個人番号の利用については、この規則の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、改正後の羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項及び別表第 2 の 1 の項の規定は適用せず、改正前の羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項及び別表第 2 の 1 の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平 30.10.31 規則 66)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平 31.3.29 規則 14)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令元.9.4 規則 10)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令元.12.6 規則 16)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

項	事務
1 削除	
2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年羽曳野市条例第22号)第4条の医療費の助成又はその受給資格の審査に関する事務
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)第5条の医療費の助成又はその受給資格の審査に関する事務
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)第4条の医療費の助成又はその受給資格の審査に関する事務
5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務	羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(平成20年羽曳野市規則第12号)第4条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務
6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務	羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱(平成7年4月1日制定)第6条による申請に係る事実についての審査に関する事務
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	羽曳野市自動車改造助成事業実施要綱(平成8年4月1日制定)第4条による申請に係る事実についての審査に関する事務
8 削除	
9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務	羽曳野市身体障害者手帳診断料助成要綱(平成21年3月26日制定)第4条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務
10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務	羽曳野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業実施要綱(平成12年5月31日制定)第7条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務

	羽曳野市介護保険サービスに係る利用者負担助成事業実施要綱(平成13年7月1日制定)第7条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務
	羽曳野市訪問介護利用者負担額減額措置実施要綱(平成18年3月31日制定)第5条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務
11 条例別表第1の 11の項の規則で定 める事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省社会局長通知(外国人生活保護)」という。)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は保護に関する費用の返還若しくは費用の徴収に関する事務
12 条例別表第1の 12の項の規則で定 める事務	(1) 羽曳野市就学援助規則(平成19年羽曳野市教育委員会規則第1号)第4条の規定による申請に係る事実についての審査及び通知に関する事務 (2) 羽曳野市就学援助規則第9条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 (3) 羽曳野市就学援助規則第10条の規定による取消し及び返還に関する事務
13 条例別表第1の 13の項の規則で定 める事務	(1) 羽曳野市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年3月29日制定)第4条及び第5条の規定による申請に係る事実についての審査及び通知に関する事務 (2) 羽曳野市特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条の規定による取消し及び返還に関する事務

別表第2(第4条関係)

項目	事務	特定個人情報
1 削除		

<p>2 条例別表</p> <p>第 2 の 2 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報</p>	<p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>第 4 条の医療費の助成又はその受給資格の審査に関する事務</p>	<p>当該助成の支給を受ける者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 厚生省社会局長通知(外国人生活保護)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取りによって実施されている生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 1 項の保護の実施、同法第 24 条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第 25 条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>
--	--	--

		<p>する情報</p> <p>(8) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(9) 医療保険被保険者等資格に関する情報</p>
		<p>当該助成の支給を受ける者の保護者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
		<p>当該助成の支給を受ける者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
		<p>当該助成の支給を受ける者が加入する健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 医療保険被保険者等資格に関する情報</p>
3 条例別表 第 2 の 3 の 項の規則で 定める事務 及び特定個	羽曳野市ひとり親家庭の 医療費の助成に関する条 例第 5 条の医療費の助成 及びその受給資格の審査 に関する事務	<p>当該助成の支給を受ける者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p>

人情報	<p>(3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (6) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (7) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報 (8) 医療保険被保険者等資格に関する情報 (9) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
	当該助成の支給を受ける者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	<p>当該助成の支給を受ける者の配偶者又は扶養義務者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報 (2) 生活保護実施関係情報 (3) 外国人生活保護実施関係情報 (4) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (5) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>
	当該助成の支給を受ける者が加入する

		<p>健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 医療保険被保険者等資格に関する情報</p>
4 条例別表 第 2 の 4 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	羽曳野市子どもの医療費 の助成に関する条例第 4 条の医療費の助成及びそ の受給資格の審査に関す る事務	<p>当該助成の支給を受ける者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(5) 医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>(6) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 20 条第 1 項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報</p>
		<p>当該助成の支給を受ける者の保護者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p>

		同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		当該助成の支給を受ける者が加入する健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報 (1) 医療保険各法による保険給付の支給に関する情報 (2) 医療保険被保険者等資格に関する情報
5 条例別表 第 2 の 5 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	羽曳野市小児慢性特定疾 病児童日常生活用具給付 事業実施規則第 4 条第 1 項による申請に係る事実 についての審査に関する 事務	当該申請に係る児童に係る住民票に記載された住民票関係情報 当該申請に係る児童の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 当該申請に係る児童と生計を一とする当該児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
6 条例別表 第 2 の 6 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	羽曳野市重度身体障害者 住宅改造事業助成金交付 要綱第 6 条による申請に 係る事実についての審査 に関する事務	当該申請に係る障害者(障害児を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報

人情報		<ul style="list-style-type: none"> (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (6) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付(住宅改修に限る。)関係情報 (8) 羽曳野市日常生活用具給付事業実施規則(平成19年羽曳野市規則第13号)による日常生活用具の給付に関する情報
		<p>当該申請に係る障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		<p>当該申請に係る障害者と同一の世帯に属する者(当該障害者と同じ住居に住む者を含む。)に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報
7 条例別表	羽曳野市自動車改造助成	当該申請に係る障害者に係る次に掲げ

第 2 の 7 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	事業実施要綱第 4 条によ る申請に係る事実につい ての審査に関する事務	<p>る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票に記載された住民票関係 情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報 (6) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項 の身体障害者手帳の交付及びその障 害の程度に関する情報 (7) 年金給付関係情報
		<p>当該申請に係る障害者と同一の世帯に 属する者に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報
		<p>当該申請に係る障害者と同一の世帯に 属する者(当該障害者と同じ住居に住 む者を含む。)に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票に記載された住民票関係 情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 年金給付関係情報
8 削除		

9 条例別表 第 2 の 9 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	羽曳野市身体障害者手帳 診断料助成要綱第 4 条第 1 項による申請に係る事 実についての審査に関す る事務	<p>当該申請に係る障害者(障害児を含む。 以下この項において同じ。)に係る次に 掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票に記載された住民票関係 情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報 <p>当該申請に係る障害者と同一の世帯に 属する者に係る市町村民税に関する情 報</p>
10 条例別表 第 2 の 10 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	羽曳野市社会福祉法人等 による生計困難者等に対 する介護保険サービスに 係る利用者負担額の軽減 措置事業実施要綱第 7 条 第 1 項による申請に係る 事実についての審査に関 する事務	<p>当該申請に係る被保険者に係る次に掲 げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票に記載された住民票関係 情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 2 項第 2 号の固定資産税 及び同条第 6 項第 1 号の都市計画税 に関する情報(以下「固定資産税及び 都市計画税に関する情報」という。) (4) 生活保護実施関係情報 (5) 外国人生活保護実施関係情報 (6) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報 (7) 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律(平

	<p>成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項の障害福祉サービスに関する情報 (以下「障害福祉サービス利用関係情報」という。)</p>
	<p>当該申請に係る被保険者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p>
羽曳野市介護保険サービスに係る利用者負担助成事業実施要綱第 7 条第 1 項による申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請に係る被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p> <p>(4) 生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(7) 障害福祉サービス利用関係情報</p>
	<p>当該申請に係る被保険者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p>

		する情報
	羽曳野市訪問介護利用者負担額減額措置実施要綱第5条第1項による申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請に係る被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p> <p>(4) 生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(7) 障害福祉サービス利用関係情報</p>
		<p>当該申請に係る被保険者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p>
11 条例別表 第2の11の項の規則で定める事務及び特定個人情報	厚生省社会局長通知(外国人生活保護)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支	<p>生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であつた者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報</p>

<p>給、保護に関する費用の返還又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第 56 条の後期高齢者医療給付の支給若しくは同法第 104 条第 1 項の規定による保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。)</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 13 条第 1 項、第 31 条の 6 第 1 項若しくは第 32 条第 1 項若しくは附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報</p> <p>(6) 児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 1 号(同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年法律第 34 号」という。)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(9) 母子保健法第 20 条第 1 項の養育医療の給付若しくは養育医療に要す</p>
-----------------------------------	--

	<p>る費用の支給に関する情報</p> <p>(10) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 8 条第 1 項(同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付(同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(11) 介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付若しくは同条第 2 号の予防給付若しくは同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(13) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成 16 年法律第 166 号)第 3 条第 1 項の特別障害給付金の支給に関する情報</p> <p>(14) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の援助の実施に関する情報</p> <p>(15) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(16) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(17) 年金給付関係情報</p> <p>(18) 年金生活者支援給付金関係情報</p>
--	--

12 条例別表 第 2 の 12 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	児童福祉法(昭和 22 年法 律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所 給付費又は同法第 21 条 の 5 の 4 第 1 項の特例障 害児通所給付費の支給の 申請に係る事実について の審査に関する事務	<p>当該申請に係る障害児に係る次に掲げ る情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項 の身体障害者手帳の交付及びその障 害の程度に関する情報</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第 45 条第 1 項の精神障害 者保健福祉手帳の交付に関する情報</p> <p>当該申請に係る障害児の保護者又は当 該保護者と同一の世帯に属する者に係 る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報</p> <p>(4) 市町村民税に関する情報</p> <p>(5) 住民票に記載された住民票関係 情報</p> <p>当該申請に係る障害児又はその保護者 に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所 給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する 情報</p> <p>児童福祉法第 21 条の 5 の</p>
---	--	---

8 第 2 項の通所給付決定の変更に関する事務	<p>に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(4) 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(5) 市町村民税に関する情報</p> <p>(6) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(7) 介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付又は同条第 2 号の予防給付の支給に関する情報</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p>

		情報
児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務		<p>当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費及び同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(7) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の6第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に		<p>当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p>

	に関する事務	(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (4) 市町村民税に関する情報 (5) 住民票に記載された住民票関係情報
	(1) 児童福祉法第 24 条 第 3 項の調整又は要請に関する事務 (2) 児童福祉法第 24 条 第 4 項から第 6 項までの措置に関する事務	当該届出に係る児童の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次掲げる情報 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (5) 児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 (7) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (8) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 1 項の支給認定、同法第 23 条第 1 項の教育・保

	<p>育給付認定の変更の認定若しくは同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定又は同法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する情報</p> <p>(9) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(10) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第6条の医療証の申請に関する情報</p>
児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務又は第2項の費用の徴収に関する事務	<p>児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの措置に係る児童(以下「措置児童」という。)又は当該措置児童と同一世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に</p>

		<p>に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報</p> <p>(6) 市町村民税に関する情報</p> <p>(7) 生活保護実施関係情報</p> <p>(8) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(9) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
		<p>措置児童に係る児童福祉法第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報</p>
		<p>措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
		<p>措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p>
13 条例別表 第 2 の 13 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	<p>身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の障害福祉サービスの提供又は同条第 2 項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務</p>	<p>当該サービスが提供される身体障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
		<p>当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属</p>

	<p>する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 市町村民税に関する情報</p> <p>(4) 生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務	<p>当該措置に係る身体障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
	<p>当該措置に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務	<p>当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p>

		(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (4) 住民票に記載された住民票関係情報
14 条例別表 第 2 の 14 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	(1) 地方税法第 13 条の 納付又は納入の告知に 関する事務 (2) 地方税法第 24 条の 5 又は第 295 条の非課 税の判定に関する事務 (3) 地方税法第 34 条第 1 項第 2 号又は第 314 条の 2 第 1 項第 2 号の 医療費控除の適用に関 する事務 (4) 地方税法第 323 条 の市町村民税の減免に 関する事務 (5) 地方税法第 367 条 の固定資産税の減免に 関する事務 (6) 地方税法第 454 条 の軽自動車税の減免に 関する事務 (7) 地方税法その他の 地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づ く条例による地方税の 督促、滞納処分その他	納税義務者に係る次に掲げる情報 (1) 外国人生活保護実施関係情報 (2) 中国残留邦人等支援給付実施関 係情報 (3) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項 の身体障害者手帳の交付及びその障 害の程度に関する情報 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第 45 条第 1 項の精神障害 者保健福祉手帳の交付及びその障害 の程度に関する情報 (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 36 条の療養の給付の支給、 同法第 58 条第 1 項の出産育児一時金 の支給若しくは葬祭費の支給若しく は第 76 条第 1 項の規定による保険料 の徴収に関する情報(以下「国民健康 保険給付関係情報」という。) (6) 高齢者の医療の確保に関する法 律による保険給付の支給に関する情 報 (7) 介護保険法第 18 条第 1 号の介護 給付、同条第 2 号の予防給付又は同 条第 3 号の市町村特別給付の支給に 関する情報

	<p>の地方税の徴収に関する事務</p> <p>(8) 地方税法第 294 条第 1 項第 2 号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務</p> <p>(9) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 4 項の障害者控除の適用に関する事務</p> <p>(10) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の配偶者控除の適用に関する事務</p> <p>(11) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 の配偶者特別控除の適用に関する事務</p> <p>(12) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号の扶養控除の適用に関する事務</p>	<p>(8) 児童手当法第 8 条第 1 項(同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(9) 児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(10) 子ども・子育て支援法第 11 条の子どものための教育・保育給付の支給若しくは同法第 59 条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「保育所費用関係情報」という。)</p> <p>(11) 羽曳野市営住宅条例(平成 9 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 1 号の市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報(以下「市営住宅使用料関係情報」という。)</p>
		<p>納税義務者の配偶者又は扶養親族(当該納税義務者と同一の世帯に属する者を含む。)に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障</p>

		<p>害の程度に関する情報</p> <p>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(7) 国民健康保険給付関係情報</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(9) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(10) 児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(11) 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(12) 保育所費用関係情報</p> <p>(13) 市営住宅使用料関係情報</p>
15 条例別表 第2の15の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	<p>(1) 国民健康保険法第36条の療養の給付に関する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法第76条の保険料の徴収に関する事務</p> <p>(3) 国民健康保険法第</p>	<p>保険料の徴収に係る納付義務者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 後期高齢者医療給付関係情報</p> <p>(4) 医療保険被保険者等資格に関する情報</p>

	<p>82 条の保健事業の実施に関する事務</p>	<p>る情報</p> <p>(4) 生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(7) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(9) 介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(10) 児童手当法第 8 条第 1 項(同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(11) 児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
		<p>一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p>
		<p>(1) 生活保護実施関係情報</p>
		<p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関</p>

		係情報
		<p>被保険者の資格取得の届出若しくは被保険者の資格喪失の届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>医療に関する給付との調整を行う者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報</p>
16 条例別表 第 2 の 16 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 の障害福祉サービ スの提供に関する事務	当該サービスが提供される知的障害者 又は当該知的障害者と同一の世帯に属 する者に係る住民票に記載された住民 票関係情報
		当該サービスが提供される知的障害者 に係る障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律第 6 条 の自立支援給付の支給に関する情報
	知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の障害者 支援施設等への入所等の 措置に関する事務	当該措置に係る知的障害者又は当該知 的障害者と同一の世帯に属する者に係 る住民票に記載された住民票関係情報
		当該措置に係る知的障害者に係る障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律第 6 条の自立支援 給付の支給に関する情報
	知的障害者福祉法第 27 条の費用の徴収に関する 事務	当該費用の徴収に係る知的障害者又は 当該知的障害者と同一の世帯に属する 者に係る次に掲げる情報

		<p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(4) 住民票に記載された住民票関係情報</p>
17 条例別表 第 2 の 17 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	<p>特別児童扶養手当等の支 給に関する法律第 19 条 (同法第 26 条の 5 におい て準用する場合を含む。) の障害児福祉手当又は特 別障害者手当の受給資格 及びその額の認定の請求 に係る事実についての審 査に関する事務</p> <p>障害児福祉手当及び特別 障害者手当の支給に関す る省令(昭和 50 年厚生省 令第 34 号)第 5 条(同令 第 16 条において読み替 えて準用する場合を含 む。)の届出に係る事実に ついての審査に関する事 務</p> <p>昭和 60 年法律第 34 号附 則第 97 条第 1 項の規定 によりなお従前の例によ ることとされた昭和 60 年法律第 34 号第 7 条の</p>	<p>当該額の認定の請求を行う者又は当該 者の配偶者若しくは扶養義務者に係る 道府県民税に関する情報</p> <p>当該請求を行う者又は当該者と同一の 世帯に属する者に係る住民票に記載さ れた住民票関係情報</p> <p>当該届出を行う者又は当該者の配偶者 若しくは扶養義務者に係る道府県民税 に関する情報</p> <p>当該届出を行う者又は当該者の配偶者 若しくは扶養義務者に係る道府県民税 に関する情報</p>

	規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務	
18 条例別表 第2の18の項の規則で定める事務及び特定個人情報	<p>(1) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>(2) 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>(3) 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務</p> <p>(4) 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>(5) 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>(6) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p>	<p>被措置未熟児に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例第4条の医療費の助成に関する情報</p> <p>(3) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条の医療費の助成に関する情報</p> <p>(4) 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例第4条の医療費の助成に関する情報</p> <p>被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報</p>

	<p>(7) 母子保健法第 20 条 第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</p> <p>(8) 母子保健法第 21 条の 4 第 1 項の費用の徴収に関する事務</p>	
19 条例別表 第 2 の 19 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	<p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第 56 条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条の保険料の徴収に関する事務</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条の保健事業の実施に関する事務</p>	<p>被保険者の資格取得の届出若しくは被保険者の資格喪失の届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>保険料の徴収に係る納付義務者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 国民健康保険給付関係情報 (4) 医療保険被保険者等資格に関する情報 (5) 生活保護実施関係情報 (6) 外国人生活保護実施関係情報 (7) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (8) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>

		<p>(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(10) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(11) 児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(12) 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
20 条例別表 第2の20の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	介護保険法第129条の保 険料の徴収に関する事務	<p>被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>被保険者と同一の世帯に属する者(保険料の減免の申請を行う者が属する世帯の生計を主として維持する者を除く。)に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に記載された住民票関係</p>

		<p>情報</p> <p>(2) 市町村民税に関する情報</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に関する情報</p>
21 条例別表 第 2 の 21 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付(自立支援医療を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20 歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20 歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 住民票に記載された住民票関係情報</p>
		当該申請を行う障害者に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
		当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児若しくはその保護者に係る

	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>
	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務	<p>当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p>
	<p>当該変更に係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村</p>

	特別給付の支給に関する情報
	当該変更に係る障害者又は障害児若しくはその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条の訓練等給付費の支給(就労継続支援に係るものに限る。)の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項の特定障害者特別給付費又は同法第35条第1項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務	当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報 (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に

	<p>に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報
	<p>当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項</p>

	<p>の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	<p>当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活</p>

	<p>を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 15 条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(20 歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(20 歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(20 歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(20 歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報 (2) 住民票に記載された住民票関係情報</p>
	<p>当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護実施関係情報 (2) 外国人生活保護実施関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>

	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村民税に関する情報 (2) 住民票に記載された住民票関係情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		<p>当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務</p>	<p>当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報 (3) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に

		関する情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(3) 生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
22 条例別表 第2の22の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付又は同法第30条の2の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定及び同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定並びに同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定及び同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の申請を行う

		者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
子ども・子育て支援法第59条第5項の放課後児童健全育成事業の使用料の減免に関する事務	放課後児童健全育成事業の使用料の減免に係る児童又は当該児童の保護者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報	放課後児童健全育成事業の使用料の減免に係る児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報

別表第3(第5条関係)

項目	事務	特定個人情報
1 条例別表 第3の1の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	(1) 羽曳野市就学援助 規則第4条の規定によ る申請に係る事実につ いての審査及び通知に 関する事務 (2) 羽曳野市就学援助 規則第9条の規定によ る届出に係る事実につ いての審査に関する事 務	当該事務に係る児童又は当該児童の保 護者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係 情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 児童扶養手当法第4条第1項の児 童扶養手当の支給に関する情報 (6) 年金給付関係情報

	(3) 羽曳野市就学援助規則第 10 条の規定による取消し及び返還に関する事務	当該事務に係る児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 年金給付関係情報
2 条例別表 第 3 の 2 の 項の規則で 定める事務 及び特定個 人情報	(1) 羽曳野市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 4 条及び第 5 条の規定による申請に係る事実についての審査及び通知に関する事務	当該事務に係る児童又は当該児童の保護者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報 (5) 年金給付関係情報
	(2) 羽曳野市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 7 条の規定による取消し及び返還に関する事務	当該事務に係る児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に記載された住民票関係情報 (2) 市町村民税に関する情報 (3) 年金給付関係情報